



安心・安全を未来へつなぐ上下水道

～福知山市上下水道事業の経営改善に向けて～

福知山市上下水道部
経営総務課

①給水装置工事に係る設計審査・工事検査手数料について

ご家庭等の水道設備について新設や改造等の工事を行う場合は、あらかじめ工事の設計が適正か審査をします。また、工事が完成した際に、設計書どおりに工事が行われたか検査を行います（福知山市給水条例第9条第2項）。

福知山市では設計審査および工事検査に係る手数料をお客様から徴収しています。

○設計審査に対する手数料

給水装置工事設計審査手数料

○工事検査に対する手数料

給水装置工事検査手数料

近隣自治体との比較(給水装置工事に係る手数料)

水道メーターの口径13mm・20mm、新設の場合

平成5年6月1日
改定以降据え置き
31年間改定なし

(単位:円)

	設計審査手数料	工事検査手数料
福知山市	350円	950円
舞鶴市	2,100円	
綾部市	3,500円	
宮津市	2,000円	1,000円
京丹後市	1,000円	1,000円
与謝野町	1,000円	1,000円

令和7年4月1日
改定

○設計審査・工事検査手数料について、近年の物価高騰や今後の経営状況を鑑み、改定に向けた検討が必要と考えています。

②排水設備工事に係る計画確認・工事検査手数料について

ご家庭等の下水道等の排水設備について新設や改造等の工事を行う場合は、あらかじめ工事の計画が適正か確認します。また、工事が完成した際に、計画どおりに工事が行われたか検査を行います（福知山市下水道条例第5条第1項および第2項）。

福知山市では計画確認および工事検査に係る手数料は現在徴収していません。

○京都府内の状況

京都府内26市町村（うち2町村は浄化槽のみ）のうち、手数料を徴収しているのは17市町

○今後の予定

排水設備工事に係る計画確認・工事検査についても給水装置工事に係る設計審査・工事検査と同様に人件費のかかる業務であるため、手数料の導入に向けた検討が必要と考えています。

近隣自治体の状況（排水設備工事に係る手数料）

	手数料の積算方法
福知山市	—
舞鶴市	排水設備の新設等において設置する便器が2個以下である場合：4,500円 排水設備の新設等において設置する便器が3個以上である場合：4,500円に便器の数が2個を超え1個増すごとに1,000円を加算した額
綾部市	一般住宅等の排水設備新設：8,000円 公共用施設、事業所等の排水設備新設：10,000円 排水設備の増設・改築：3,000円
宮津市	排水管の最大の内径100ミリメートル以下のもの：1,500円 排水管の最大の内径101ミリメートル以上150ミリメートル以下のもの：2,000円 排水管の最大の内径151ミリメートル以上のもの：3,000円 便器1個につき：500円
京丹後市	—
与謝野町	1,000円

③証明手数料について

福知山市上下水道部では、お客様がお支払いになられた水道料金や下水道使用料等について、支払金額の証明が必要な場合「収納証明書」等を発行していますが、その証明書の発行に係る手数料は現在徴収していません。

○京都府内の状況

京都府内26市町村のうち、手数料を徴収しているのは17市町村

○今後の予定

排水設備工事に係る計画確認・工事検査に係る手数料と同様に、手数料の導入に向けた検討が必要と考えています。

京都府内の状況(証明手数料)

自治体	証明手数料	自治体	証明手数料
福知山市	—	南丹市	—
京都市	350円	木津川市	300円
舞鶴市	186円	大山崎町	200円
綾部市	300円	久御山町	300円
宇治市	300円	井手町	200円
宮津市	—	宇治田原町	300円
亀岡市	300円	笠置町	200円
城陽市	—	和束町	200円
向日市	300円	精華町	—
長岡京市	300円	南山城村	200円
八幡市	300円	京丹波町	—
京田辺市	300円	伊根町	—
京丹後市	—	与謝野町	—

今後の予定

第2回経営審議会（令和7年8月予定）
にて検討結果の説明



諮問（予定）